双葉町放射線量等検証委員会 検証結果報告書

令和4年 4月 8日

双葉町放射線量等検証委員会

目 次

あい	さつ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	経過・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	除染の	つ状	:況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3	除染0	つ対	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4	個人初	皮ば	?<	線	量	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
5	検証統	吉果	· •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
6	提言・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
〈参	考1〉	委	員	会	名	簿	:																			
〈参	考2〉	۲	れ	ま	で	の	検	証	経	過	!															
〈参	考3〉	特	定	復	興	再	生	拠	点	区	域	内	(D)	空	間	線	:量	:率	Ē ((1	m	(1				
〈参	考4〉	中	間	報	告	書																				

あいさつ

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故以降、住み慣れたふるさと双葉町を離れ、県内外で避難生活を強いられている町民の皆さまに、心から御見舞いを申し上げます。

事故から11年が経過し、特定復興再生拠点区域における放射線量については、放射性物質の自然減衰、除染等により着実に低減してきております。また、生活インフラについては、中野地区復興産業拠点、JR双葉駅、駅西住宅団地等の整備が目に見える形で進み、住民の帰還に向けた環境整備が一層推し進められることが期待されます。

一方で、帰還に向けては、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の速やかな解除や特定復興再生拠点区域内においても必要な箇所のフォローアップ除染、放射線に関する住民不安への対応等生活上の様々な問題に対するきめ細かな取り組みも一層重要となってまいります。

本委員会は、平成 31 年4月の発足より、令和元年9月に避難指示解除準備 区域に対する放射線量等の最終報告を町に提出後、これまで6回の委員会を開 催し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目標としていることを踏まえて、 これら区域の放射線量の低減状況や放射線防護対策等の現地踏査を行うとと もに、環境省や町等からの説明を受け、関係資料等により検証してまいりまし た。

本報告書は、本委員会がこれまで検証を行った現状と評価を総括的に取りまとめたものです。

本報告書が、令和4年6月以降の特定復興再生拠点区域の全域の避難指示解除等に関する町の判断と一日も早い町の復興に資するものとなることを切に願っております。

令和4年 4月 8日

双葉町放射線量等検証委員会 委員長 田中俊一

1 経過

- 双葉町では、令和4年6月以降に特定復興再生拠点区域全域の避難指示 解除を目標としています。具体的な対象区域の範囲は図1のとおりとな ります。
- 双葉町放射線量等検証委員会(以下、「検証委員会」といいます。)は、 国による避難指示解除及び特定復興再生拠点区域への立入規制緩和に関 し、双葉町民の帰還及び新たな町民の移住等の判断や、就労者及び来訪 者の双葉町内での活動等に資するため、避難指示解除及び特定復興再生 拠点区域の放射線量の低減状況等を専門的な視点から検証するため、平 成31年4月23日に設置されました。

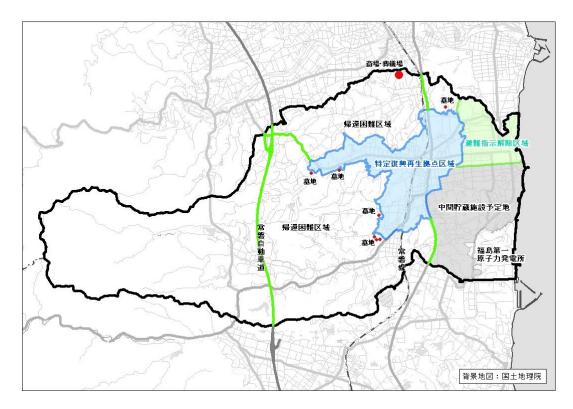


図1:特定復興再生拠点区域

- 令和元年9月に旧避難指示解除準備区域に対する放射線量等の最終報告を町に提出後、検証委員会を6回開催し、委員による双葉町内の現地踏査、そして環境省や町等からの個別説明等を通じて、特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況等を検証してきました。
- また、第9回後の令和3年9月6日には、検証委員会から双葉町長に対

し、「準備宿泊に伴う放射線被ばくのリスクは十分低いと考えるが、「拠点の避難指示解除と帰還・居住に向けて」を踏まえて、準備宿泊を実施するためには、個人線量の把握や専門家による健康相談等の体制を整えるなど、住民の放射線被ばくについての不安を低減するための対策を図るなど、住民の気持ちに沿った対策を入念に講じることが重要であると考える。」旨の中間報告書を提出しました。詳細は、〈参考4〉に記載しています。

○ 検証委員会の構成メンバー及び検証経過は、〈参考1〉、〈参考2〉に記載 しています。

2 除染の状況

○ 双葉町内では、環境省による下記の工事により除染作業が行われています。また、除染の範囲は、図2のとおり避難指示解除区域と特定復興再生拠点区域となります。

工事名	施行時期
双葉町除染等工事	平成 27 年度~
	平成 28 年度
双葉町復興拠点等除染等工事	平成 28 年度~
	平成 29 年度
双葉町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及	平成 29 年度~
び除染等工事 その1	平成 30 年度
双葉町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及	平成 29 年度~
び除染等工事 その2	令和元年度
双葉町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及	平成 31 年度~
び除染等工事 その3	令和2年度
双葉町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及	令和2年度~
び除染等工事 その4	令和3年度
双葉町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及	令和3年度~
び除染等工事 その5	令和4年度

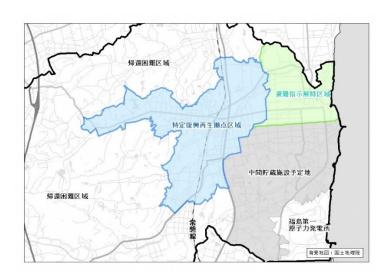


図2:双葉町の除染範囲

- 図2に示すほか、斎場及び葬儀場、主要道路(常磐自動車道、国道6号、 県道256号等)、携帯電話基地局の一部、墓地、国道6号及び県道256号 の沿線の外縁等については、除染を実施しています。
- 特定復興再生拠点区域の除染工事進捗状況は、令和4年2月末現在で下 記のとおりと環境省から報告されています。

地目	除染進捗率	除染済み面積
宅地	8 1 %	109ha
農地	9 7 %	194ha
森林	8 9 %	7 6 h a
道路	9 6 %	3 1 h a
全体	9 1 %	410ha

※除染実施予定面積 452ha

※宅地は除染に先行して解体実施中

3 除染の効果

- 現在、福島第一原子力発電所事故の影響とその後の経過を確認するため、 双葉町や環境省をはじめとする関係機関が、継続的に双葉町内の放射線 量等を測定しています。
- 最新のデータを検証すると、図3から特定復興再生拠点区域の地上1m の空間線量率は、除染前の平均値1.80μSv/hから、直近のモニタリング の平均値0.44μSv/hに低減(低減率76%)しています。
- なお、これらの区域の航空機モニタリング、定点測定データ並びに歩行 サーベイ及び走行サーベイについては、〈参考3〉に記載しています。

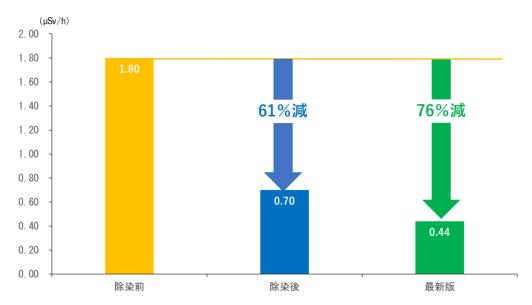


図3:特定復興再生拠点区域のモニタリングデータ (空間線量率地表から100cm 平均値)

4 個人被ばく線量

- 双葉町では、個人被ばく線量計 (Dシャトル)を使用し、準備宿泊者 等の個人被ばく線量を測定しています。
- 令和4年1月20日から開始されている準備宿泊には、のべ23世帯 33人が登録しています。(令和4年4月7日現在)
- 準備宿泊者へ個人被ばく線量の測定をお願いし、測定のデータを検証すると、年間被ばく線量推定値は、0.44 mSv ~5.32 mSv となっております。測定データの一覧は図4のとおりです。

年間被ばく線量推定値(mSv)	件数
0.4 未満	0
0.4~0.6	4
0.6~0.8	4
0.8~1.0	1
1.0~2.0	2
2.0以上	2

図4:個人被ばく線量の測定データ ※この測定データは、自然放射線量を含む値です。

5 検証結果

- (1) 中間報告書とその対応について
 - 令和3年9月6日に検証委員会から双葉町長に提出した中間報告書において、「準備宿泊に伴う放射線被ばくのリスクは十分低いと考えるが、「拠点の避難指示解除と帰還・居住に向けて」を踏まえて、準備宿泊を実施するためには、個人線量の把握や専門家による健康相談等の体制を整えるなど、住民の放射線被ばくについての不安を低減するための対策を図るなど、住民の気持ちに沿った対策を入念に講じることが重要であると考える。」としました。
 - さらに、検証委員会では中間報告書において、次の4項目を意見を述べています。
 - 1. 双葉町特定復興再生拠点区域内の住宅等が残っている宅地の一部に、 局所的に放射線量率が高い箇所がある。局所的な放射線量率は、住 民の被ばく線量にはほとんど影響がないが、住民の不安の一つであ る。準備宿泊に際しては、より詳細な放射線量の測定を行い、必要 に応じて双葉町と国等は、地権者等の意向を確認し、除染等を実施 すること。
 - 2. 森林においては、空間線量率が他の地目と比べて高い地点がある。 しかし、表土等をはぎ取る除染方法は、土砂崩れ等を引き起こす危 険性もあることから、里山再生事業等の活用を含め、今後の利用計 画等に応じた線量率低減方法を国と調整すること。
 - 3. 住民一人ひとりが、自らの被ばく線量を判断できるよう、準備宿泊 に当たってはDシャトル等の個人線量計を活用すること。また、双 葉町は、個人被ばく線量は今後の住民の帰還に当たって重要な情報 になることから、個人情報の扱いに十分配慮しつつ、情報を蓄積、 発信していくこと。
 - 4. 住民の帰還・居住に向けて、住民が日常生活を過ごす上で懸念する 放射線による健康影響に関する不安等に適宜、適切に応えられるよ うにすることが必要である。国(環境省)は、相双地区をはじめ、 広く福島県内で住民の放射線や放射能についての不安に応えるリス

クコミュニケーションの取り組みを実施しているところであり、国 等と協働しながら、きめ細やかな放射線防護対策を講じること。

- 上記の1. 及び2. については、双葉町から環境省への要請を踏まえ、 環境省によりフォローアップ除染等が実施され、放射線量が低減されて いることを確認しました。
- 3. については、双葉町が準備宿泊者等の協力を受けて、実施している との報告を受けました。
- 4. については、令和3年12月に双葉町は長崎大学と包括連携協定を締結し、毎週木曜日に「放射線なんでも相談室(放射線リスクコミュニケーション相談窓口)」を開設し、準備宿泊者を中心に対応しているとの報告受けました。
- 今後も国等と協議を進め、双葉町としての放射線防護対策等を実施していくことが必要です。

(2) 中間報告以後の検証結果について

- 双葉町が令和4年6月以降に避難指示解除を目指している、特定復興再生拠点区域での双葉町内の放射線量の低減状況について、検証委員会で検証した結果、除染の効果や自然減衰などが認められ、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に当たっては、放射線量は十分に低減していると判断します。
- また、住民の避難指示解除に伴う放射線被ばくのリスクは、これまでの 予備的な実績評価を踏まえると十分低いと考えます。

6 提言

- これまでに検証委員会で検討した内容を踏まえて、令和4年6月以降を目標とする特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向け、双葉町が対処すべき事項として以下のとおり取りまとめました。
- 双葉町をはじめ、国及び福島県は真摯にこれを受け止め、継続して効果的 な対策を講じることを求めます。
- 1. 双葉町特定復興再生拠点区域の除染及び建物等の解体について
- 双葉町特定復興再生拠点区域において、国(環境省)が継続的に除染及 び建物等解体を実施していますが、建物等の解体がされていないこと等 に伴う未除染画地があることから、早急に除染、解体に着手して線量の 低減化を図るように国に強く求めていく必要があります。
- また、同区域が避難指示解除になれば、住民や来訪者など双葉町へ立ち 入ろうとする方が増加していくと考えられることから、通行が想定され る道路の除草等、立ち入りに適した環境整備を同時に進めていく必要が あります。
- 2. 今後のフォローアップ除染等の体制強化について
- 今回検証委員会で検証した結果、「双葉町特定復興再生拠点区域の放射線量は概ね十分に低減していると判断します」が、局所的に線量率の高いホットスポットについては、風雨などの自然影響などもあり、当面は大幅な低減化は困難ですので、こうした事態への的確な対応が必要です。
- 双葉町では、これらのホットスポットが発見されしだい、速やかに対応 できるような体制を整備していくことが望まれます。一方、国はこうし た町の取り組みを全面的に支援・協力することが必要です。
- 3. 住民の帰還に向けた放射線に対する健康不安対策について
- 住民の帰還・居住に向けて、住民が日常生活を過ごすうえで、懸念する 放射線による健康影響に関する不安等に、適切に応えられるようにする ことが必要です。国(環境省)は、相双地区をはじめ、広く福島県内で

住民の放射線や放射能についての不安に応えるリスクコミュニケーションの取り組みを実施しているところです。双葉町は、下記のような国等と協働しながら、きめ細やかな放射線に対する健康不安対策を講じる必要があります。

例

- 町は引き続き個人被ばく線量や空間被ばく線量の測定を実施すること。
- 町が委託している事業者による放射線の測定や個人線量計を用いた 個人被ばく線量の測定結果を、帰還する住民や来訪者のため、町内 の空間線量率や個人被ばく線量に関するデータを町公式ホームページ等で発信していくこと。
- リスクコミュニケーション支援センター等による科学的・技術的な支援を受け、住民等から依頼があった場合に、ガンマカメラやGM管等で、住民の生活圏での放射線量の測定を進めていくこと。
- 住民自らが放射線リスク等に関する知識を高めるため、長崎大学や国 と協力し、定期的に放射線に関する勉強会(車座等)を開催していく こと。
- 農産物等の放射性物質モニタリングは、現在の破壊式放射能測定装置ではなく、簡便な非破壊式放射能測定装置を導入し、帰還する住民の日々の生活の中で、町内で栽培する野菜や果実等を住民自らが、容易に測定できる整備をしていくこと。

以上

〈参考1〉委員会名簿

検証委員会の構成メンバーを下記に示す。

所属・職名等	職務	氏 名
工学博士	委員長	田中 俊一
国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 特任教授	副委員長	河津 賢澄
公立大学法人福島県立医科大学 放射線物理化学講座 教授	委員	石川 徹夫
公立大学法人福島県立医科大学 保健科学部診療放射線科学科 准教授	委員	佐藤 久志
国立法人長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野 教授	委員	高村 昇
国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授	委員	難波 謙二

〈参考2〉これまでの検証経過

本委員会におけるこれまでの検証内容を下記に示す。

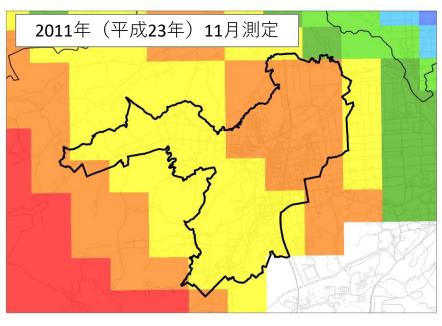
日時・場所	主な議事内容
第1回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 平成31年4月23日(火) ・ 10:00~15:00 場所 ・ 双葉ふれあい広場 ・ 双葉町コミュニティセンター	 委嘱状交付 双葉町内現地視察(避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域) 開催趣旨及び双葉町放射線量等検証委員会設置要綱について 委員長及び副委員長の選任 双葉町の現状について 双葉町における除染前後の線量等について 今後のスケジュールについて
第2回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和元年6月5日(水) ・ 13:30~15:10 場所 ・ 双葉町役場いわき事務所	解体・除染工事の進め方について放射線防護策に関する取組について放射線等に関するリスクコミュニケーションについて
第3回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和元年7月24日(水) ・ 13:30~14:30 場所 ・ 双葉町役場いわき事務所	● 中間報告書(案)について

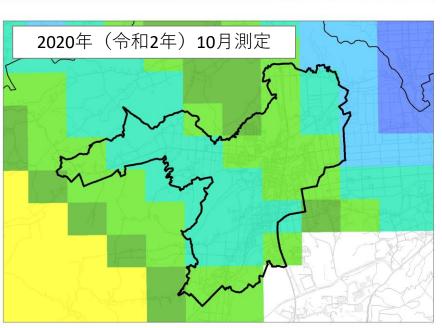
日時・場所	主な議事内容
第4回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和元年8月29日(木) ・ 13:00~14:30 場所 ・ 双葉ふれあい広場	 避難指示解除対象区域の現地踏査 双葉町における除染前後の線量等について 特定復興再生拠点区域における空間線量率及びダストサンプリング調査結果について 双葉町独自の放射線量等測定結果について
第5回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和元年9月27日(金) ・ 13:30~14:30 場所 ・ 双葉町役場いわき事務所	最終報告書(案)について
第6回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和2年7月22日(水) ・ 13:00~14:50 場所 ・ 双葉町コミュニティセンター連絡 所	双葉町内現地視察双葉町における除染解体工事の進 捗について今後の取組等について
第7回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和3年4月23日(金) ・ 13:30~15:15 場所 ・ 双葉町産業交流センター	委嘱状交付委員長及び副委員長の選任について双葉町における除染前後の線量等について今後の取組等について

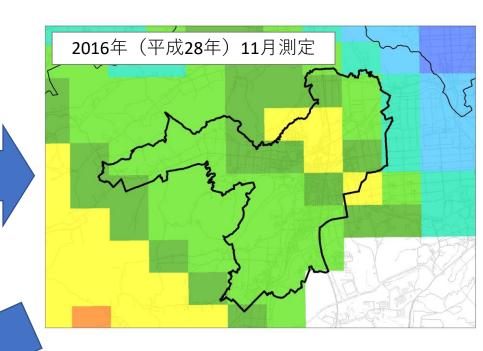
日時・場所	主な議事内容
第8回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和3年7月29日(木) ・ 13:00~15:30 場所 ・ 双葉町内	双葉町内現地調査
第9回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和3年9月3日(金) ・ 13:20~14:40 場所 ・ 双葉町産業交流センター	 双葉町における除染前後の線量等について 中間報告書(案)について
第 10 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 4 年 2 月 24 日(木) ・ 13:30~14:30 場所 ・ 双葉町産業交流センター	 双葉町における除染前後の線量等について 調査結果について
第 11 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 4 年 4 月 8 日(金) ・ 15:00~16:40 場所 ・ 双葉町役場いわき事務所	 双葉町における除染前後の線量等について 調査結果について 最終報告書(案)について

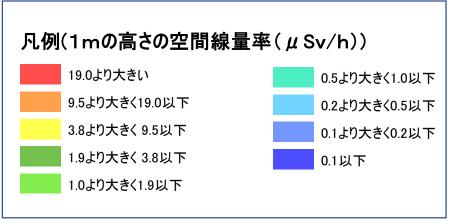
〈参考3〉特定復興再生拠点区域内の空間線量率

1. 航空機モニタリング





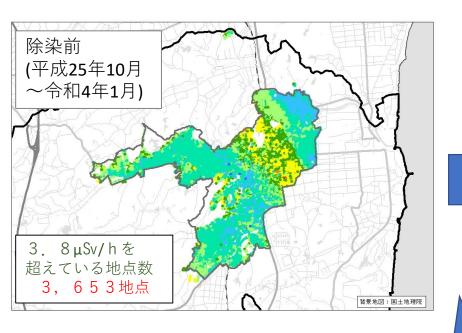


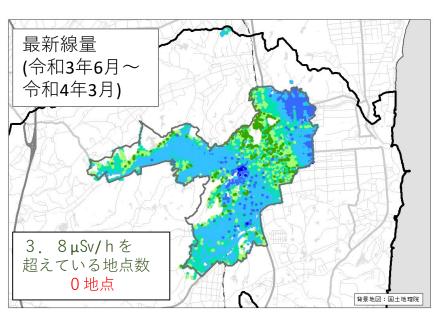


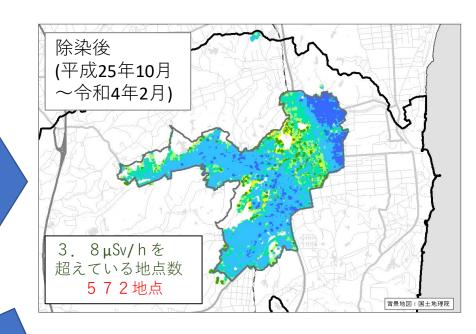
※この図面は、原子力規制庁が公開している「航空機モニタリングによる空間線量率測定結果」のデータを基に作成しております。 出典:放射線モニタリング情報

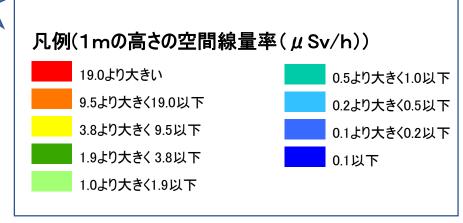
(https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/362/list-1.html)

2. 定点測定データ



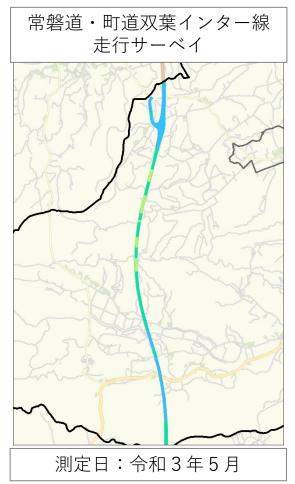






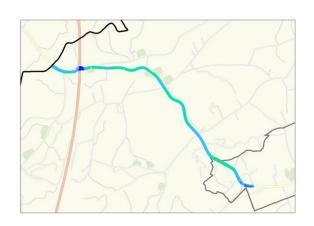
- ※図面の測定データしていない箇所は、生活圏から約20m離れた森林等のため、測定がありません。
- ※この図面は、町及び環境省が測定したデータを元に町が作成

3. 歩行サーベイ・走行サーベイ



国道6号 歩行サーベイ 測定日:令和2年10月

県道256号 井手長塚線 歩行サーベイ



測定日:令和4年3月

凡例(1mの高さの空間線量率(μ Sv/h))19.0より大きい 0.5より大きく1.0以下
9.5より大きく19.0以下 0.2より大きく0.5以下
3.8より大きく9.5以下 0.1より大きく0.2以下
1.9より大きく3.8以下 0.1以下

令和3年9月6日

双葉町長 伊澤 史朗 様

双葉町放射線量等検証委員会 委員長 田中 俊一

双葉町放射線量等検証委員会における検証結果について(中間報告)

双葉町放射線量等検証委員会は、令和2年3月4日の避難指示解除準備区域及びJR 双葉駅周辺等の一部区域の避難指示の解除以降、委員会を4回開催し、委員による双葉町内の現地視察や、事務局等からの個別説明を受けながら、双葉町内の特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況等について検証を行いました。

その検証結果についての中間報告をさせていただきます。

記

来年春頃に、双葉町は特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指しているところであり、現在も環境省が継続的に除染及び家屋解体を実施している。

また、平成30年12月21日に原子力災害対策本部が決定した「特定復興再生拠点区域の 避難指示解除と帰還・居住に向けて」(以下「拠点の避難指示解除と帰還・居住に向けて」 という。)に基づき、令和2年3月4日に、特定復興再生拠点区域全域の立入規制を緩和し たところである。

現在、双葉町は令和4年年明けに、特定復興再生拠点区域全域で「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(以下「準備宿泊」という。)を目指しているところである。これまでの予備的な実績評価を踏まえると準備宿泊に伴う放射線被ばくのリスクは十分低い**と考えるが、「拠点の避難指示解除と帰還・居住に向けて」を踏まえて、準備宿泊を実施するためには、個人線量の把握や専門家による健康相談等の体制を整えるなど、住民の放射線被ばくについての不安を低減するための対策を図るなど、住民の気持ちに沿った対策を入念に講じることが重要であると考える。

※ 双葉町特定復興再生拠点区域全域での放射線量の低減状況について、本委員会で検証 した結果、準備宿泊するにあたっては、放射線量は十分低減していると判断する。

ただし、一部に地上高 1 mの空間線量率が $3.8 \mu \text{ Sv/h}$ を上回る地点があったことから、 更なる除染を求め、現地調査を行ったところである。この結果、準備宿泊に伴う放射線 被ばくについての懸念は払拭されていると判断している。 なお、双葉町特定復興再生拠点区域内の放射線量の推移及び本委員会の検証経過は別紙のとおりである。

最後に、本委員会として、4項目について意見を述べ、中間報告とする。

- 1. 双葉町特定復興再生拠点区域内の住宅等が残っている宅地の一部に、局所的に放射線 量率が高い箇所がある。局所的な放射線量率は、住民の被ばく線量にはほとんど影響が ないが、準備宿泊に際しては、より詳細な放射線量の測定を行い、必要に応じて双葉町 と国等は、地権者等の意向を確認し、除染等を実施すること。
- 2. 森林においては、空間線量率が他の地目と比べて高い地点がある。しかし、表土等をは ぎ取る除染方法は、土砂崩れ等を引き起こす危険性もあることから、里山再生事業等の 活用を含め、今後の利用計画等に応じた線量率低減方法を国と調整すること。
- 3. 住民一人ひとりが、自らの被ばく線量を判断できるよう、準備宿泊に当たってはDシャトル等の個人線量計を活用すること。また、双葉町は、個人被ばく線量は今後の住民の帰還に当たって重要な情報になることから、個人情報の扱いに十分配慮しつつ、情報を蓄積、発信していくこと。
- 4. 住民の帰還・居住に向けて、住民が日常生活を過ごす上で懸念する放射線による健康影響に関する不安等に適宜、適切に応えられるようにすることが必要である。国(環境省)は、相双地区をはじめ、広く福島県内で住民の放射線や放射能についての不安に応えるリスクコミュニケーションの取り組みを実施しているところであり、国等と協働しながら、きめ細やかな放射線防護対策を講じること。

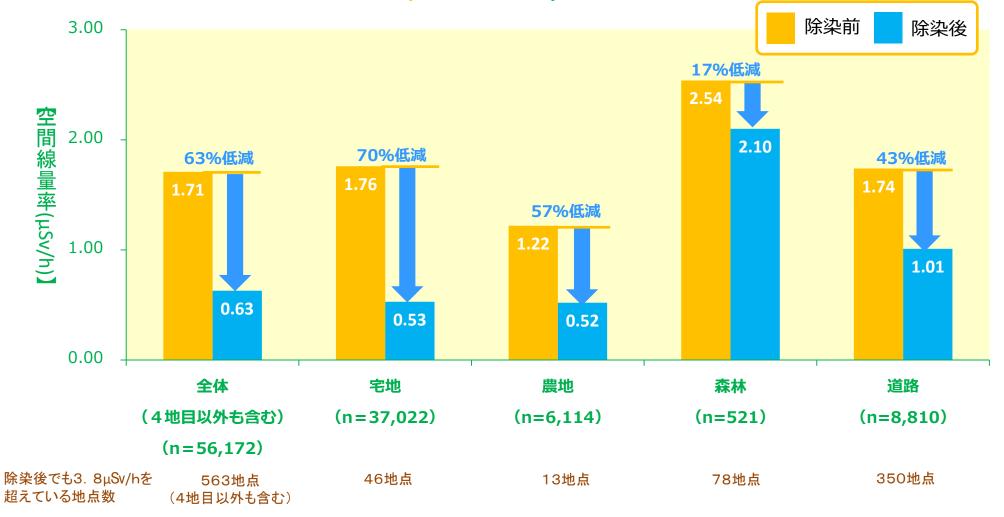
例

- 個人線量計を用いた個人被ばく線量の測定
- リスクコミュニケーション支援センター等による科学的・技術的の側面からの支援
- 放射線相談員の設置
- 住宅内の放射線量等の測定
- 自家消費野菜等の放射性物質の検査
- 環境の空間線量率の継続的測定や必要に応じての除染 等

〈参考1〉特定復興再生拠点区域における除染の効果~ヒストグラムの変化~

【空間線量率 地表から100cm】

全地目平均では100cm空間線量率が1.71µSv/hから0.63µSv/hに低減(低減率63%)しました。



[※]測定時期 除染前:平成25年10月10日~令和3年6月15日・除染後:平成25年10月10日~令和3年7月29日

[※]除染前と除染後を比較するため、2つの地点の測定値が揃ったデータのみを使っています。

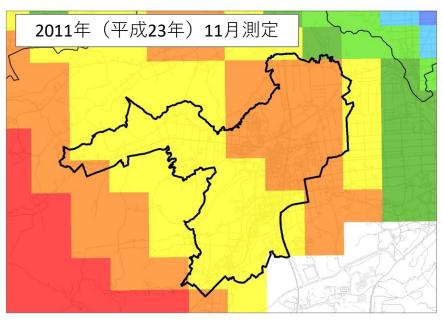
[※]H25年度大熊町除染等工事で実施した国道6号の除染前後モニタリング情報は含まれておりません。

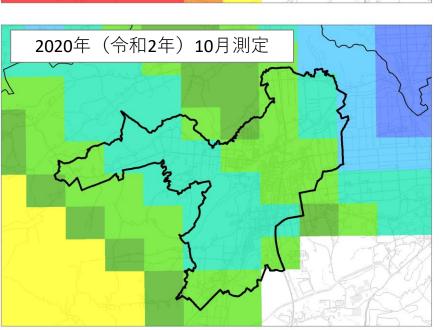
[※]隣地に未除染の土地があり、高い数値を表示する場合があります。

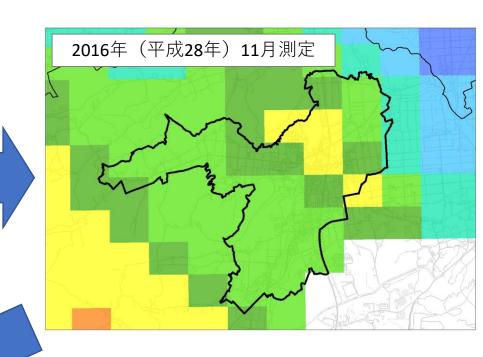
[※]空間線量率は、大地(含大気)の自然放射性核種からの放射線影響が含まれます。

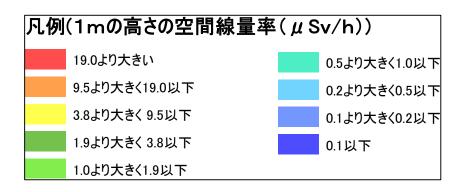
〈参考2〉特定復興再生拠点区域内の空間線量率

1. 航空機モニタリング





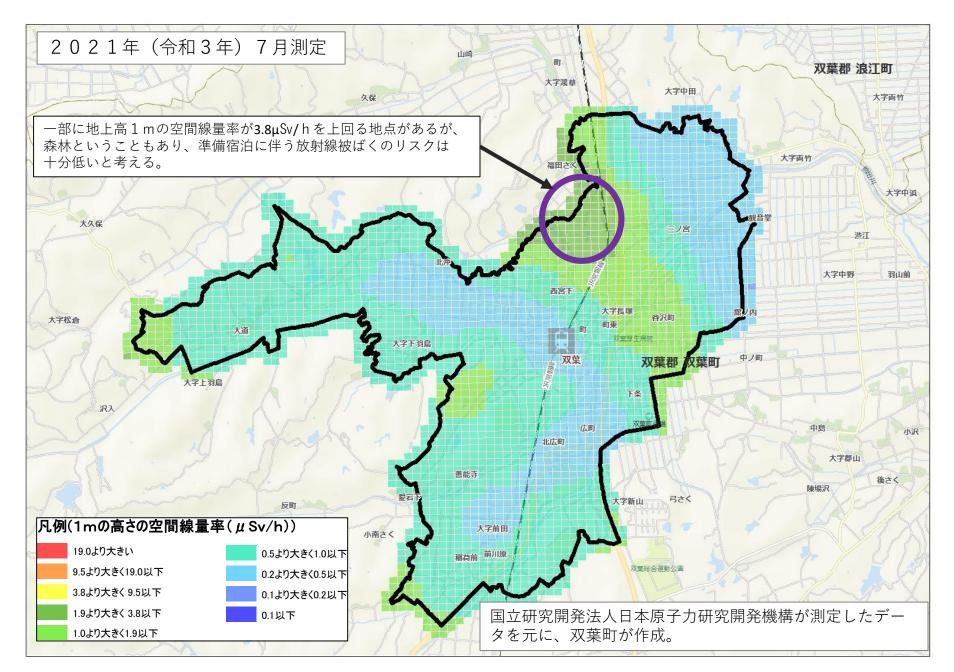




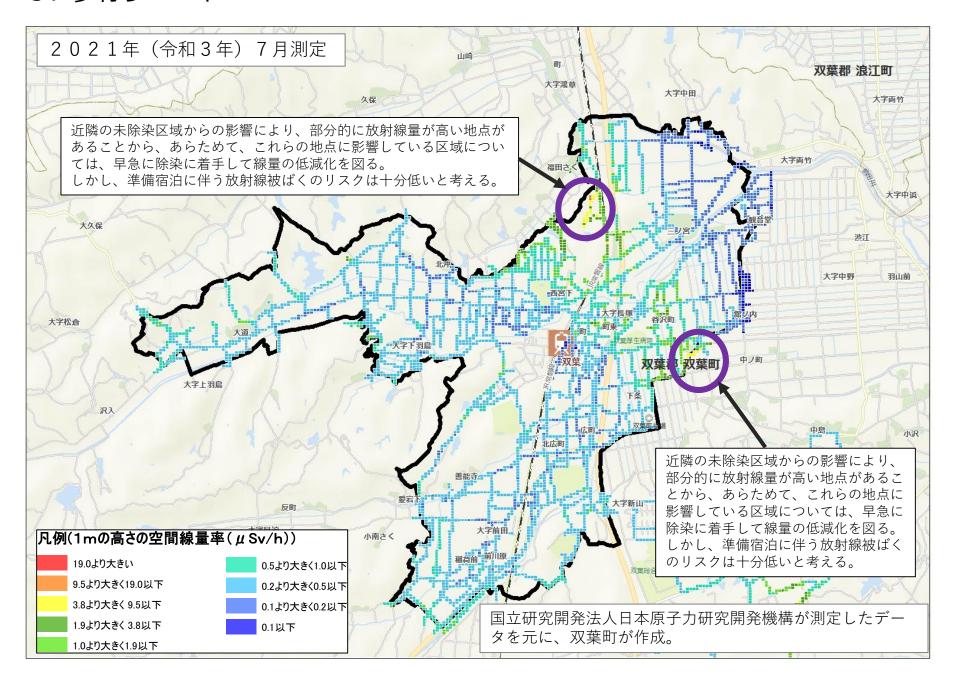
※この図面は、原子力規制庁が公開している「航空機モニタリングによる空間線量率測定結果」のデータを基に作成しております。 出典:放射線モニタリング情報

(https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/362/list-1.html)

2. 無人ヘリ



3. 歩行サーベイ



〈参考3〉これまでの検証経過

本委員会におけるこれまでの検証内容を下記に示す。

日時・場所	主な議事内容
第6回双葉町放射線量等検証委員会 令和2年7月22日(水) 13:00~14:50 双葉町コミュニティセンター連絡所	双葉町内現地視察双葉町における除染解体工事の進捗について今後の取組等について
第7回双葉町放射線量等検証委員会 令和3年4月23日(金) 13:30~15:15 双葉町産業交流センター	委嘱状交付委員長及び副委員長の選任について双葉町における除染前後の線量等について今後の取組等について
第8回双葉町放射線量等検証委員会 令和3年7月29日(木) 13:00~15:30 双葉町内	● 双葉町内現地調査
第9回双葉町放射線量等検証委員会 令和3年9月3日(金) 13:20~14:40 双葉町産業交流センター	双葉町における除染前後の線量等について中間報告書(案)について